

問Ⅳ - 3 - (1) -① (代議員制)

社員（会員）数が何万人と多いため、現在は社員総会の代わりに、社員から代議員を選び、代議員会で役員選挙、予算決算の承認等、法人としての基本的な意思決定を行っていますが、新制度ではこのような代議員制度を継続できるのでしょうか。

答

- 1 特例社団法人が移行の認定・認可を受けて公益社団法人又は一般社団法人になるためには、その定款の変更の案の内容が、一般社団・財団法人法等の規定に適合するものでなければなりません（整備法第117条第1号）。社員の資格に関しては、定款に「社員の資格の得喪に関する規定」を定めなければならないこととされています（一般社団・財団法人法第11条第1項第5号）が、その具体的な定め方についての制約は特に規定されていないため、一般社団法人の諸規定の趣旨に反しない限り、一般社団法人の自治に委ねられていると考えられます。
- 2 一般社団・財団法人法の諸規定に反すると評価されるか否かは、個別具体的な事例ごとに判断されることとなります。例えば、特例社団法人が一般社団法人に移行するに際し、殊更に従来の「社員」の範囲を大幅に狭めることにより、民法法人のときに社員としての資格を有していた構成員の大半から「社員」の資格を奪った上、事実上、一般社団・財団法人法において「社員」に保障されている各種の権利を行使することができる者の範囲を極めて限定したものと評価される場合には、一般社団・財団法人法が一般社団法人の適正な運営のために社員に各種の権利（社員総会の議決権、理事の違法行為の差止め請求権等）を保障した趣旨に反するものに該当し、したがって、当該定款の変更の案の内容が一般社団・財団法人法の規定に適合するものといえないと判断されることもあり得ます。
- 3 したがって、特例社団法人が公益社団法人又は一般社団法人に移行するに際し、従来から社員の地位を有している者の中から会費を支払う者として「会員」という資格を設けた上、その資格を有する者（会員）の中から一般社団・財団法人法上の「社員」を定めるという規定を定款に設けることにより、従来の「社員」の範囲を変更し、移行に伴い「社員」となる者の範囲が大幅に狭まることとなるような場合には、一般社団・財団法人法の諸規定の趣旨に反するものと評価されることのないように留意する必要があります。一方、たとえば次のような規定が設けられている場合には、当該定款の変更の案の

内容は、上記の意味において、一般社団・財団法人法等の諸規定（公益法人認定法第5条第14号イ）の趣旨に反するとはいえないと考えられます。

- ①「社員」（代議員）を選出するための制度の骨格（定数、任期、選出方法、欠員措置等）が定められていること。
- ②各会員について、「社員」を選出するための選挙（代議員選挙）で等しく選挙権及び被選挙権が保障されていること。
- ③「社員」を選出するための選挙（代議員選挙）が理事及び理事会から独立して行われていること。
- ④選出された「社員」（代議員）が責任追及の訴え、社員総会決議取消しの訴え等法律上認められた各種訴権を行使中の場合には、その間、当該社員（代議員）の任期が終了しないこととしていること。
- ⑤会員に「社員」と同等の情報開示請求権を付与すること。

- 4 なお上記の考え方に沿って、会員のうち一定の者（代議員）を社員とする定款の定めをおく公益社団法人においては、会員が支払う会費収入をどのような考え方で公益目的事業財産に組み入れるのかが問題となりえます。この場合において、代議員以外の会員が支払う会費を代議員が支払う会費と分けて考える理由がないことから、代議員が支払う会費と同様に、徴収にあたり目的を定めなければ半分が公益目的事業財産となり、目的を定めればそれに従うということになります。